

ペアテさんからの贈りもの

日本国憲法に「女性の権利」を 起草した外国人女性

したがう(従う)から

ささえあう(支え合う)

女性参加を憲法に

戦前の日本社会では、女性は男性に従うことがあたりまえでした。女性自身も仕方のないことだと思っていました。戦後、日本国憲法や世界人権宣言によって人権文化が芽生えてきました。

外国人女性のペアテさんの日本国憲法の起草によって女性も声を上げ、それを男性も尊重して社会が変わってきたのです。

女性参政権、男女共同参画社会、DV防止法など。そして、人権文化の広がりとともに教育も人々の意識も変わってきました。

「強要されない」、「支配されない」、「自分で決める」、「自分の意見が言える」、「同等の権利」などです。

知って

男性も戦時中は「平和」を口にするのが許されず。「おかしい」と言えない社会でした。戦争で多くの尊い命を犠牲にして「命」や「平和」の大切さを学びました。

気づいて

人権侵害を受けている人たちが声を上げ、その声を「尊重」する人たちがいるから「人権が尊重される」のです。わたしたちは、「する人」でも「される人」でもあるのですね。

考えて

私たちの生きている社会では、**あつてはいいけない**「あたりまえ」や「おかしい」ことが、どれだけあるのでしょうか。

行動する

そして現在、差別の現実から「あやまち」に気づき、「おかしい」と言えない社会から、「おかしい」・「いけない」と、言える社会を目指しています。

ペアテ・シロタ・ゴードンさん

1945年(昭和20年)終戦と同時に、GHQによって日本国憲法は起草されました。

ペアテ・シロタ・ゴードンさん

1923年(大正11年)ウイーン生まれ。5歳の時、東京音楽大学(現・東京芸大)に赴任したピアノの父とともに来日し、少女時代を日本で過ごし、日本の女性が無権利状態に置かれていることを見て育つ。

1945年(昭和20年)終戦。6ヶ国語に堪能だったペアテさんは、GHQ、民政局のスタッフとして再来日、**「メンパー唯一の女性」**。

22歳の若さで日本国憲法の人権条項作成に携わる。その草案は、第14条「法の下での平等」、第24条「両性の平等」(男女平等の原則)などに生かされています。

1996年(平成8年)より、日本全国200か所以上で講演活動を展開。ペアテさんは講演の中で「憲法が改正されないのは、いい憲法だからでしょうね。」「憲法第9条(戦争の放棄)はほかの国もモデルと認めて、まねしたらいいのに」と述べています。